



協会けんぽ加入者・事業主の皆様へ 東京支部からのお知らせ

職場の皆様で
閲覧をお願いします

スマホからも閲覧OK!
毎月20日頃更新中!

協会けんぽ Times

必見最新情報 健康な毎日を
サポートします



令和8年3月分(4月納付分)からの 協会けんぽ東京支部の保険料率が決定しました

協会けんぽ東京支部の保険料率が決定しましたので、お知らせします。

健康保険料率・介護保険料率ともに、令和8年3月分(4月納付分)から、次のとおり変更となります。

	令和8年2月分 (3月納付分)まで	令和8年3月分 (4月納付分)	令和8年4月分 (5月納付分)から
健康保険料率	9.91%	>	9.85%
介護保険料率	1.59%	>	1.62%
子ども・子育て支援金率	—		0.23%

- 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- 子ども・子育て支援金は令和8年4月分(5月納付分)から徴収されます。
- 子ども・子育て支援金について詳しくは子ども家庭庁のホームページをご確認ください。
- 支給日が令和8年3月1日以降の賞与は、変更後の保険料率が適用されます。
- 協会けんぽ東京支部の令和8年3月分(4月納付分)からの保険料額表は、こちらをご覧ください。



ご担当者様へ

令和8年度健康診断の ご案内をお送りします

令和8年度からさらに充実
する協会けんぽの健診を
ぜひご活用ください!

※健診の実施は労働安全衛生法で
事業者の義務とされています



令和8年4月より令和8年度健康診断が始まります。

協会けんぽから順次ご案内をお送りしますので、従業員の皆様にお知らせください。

35歳~74歳の被保険者(ご本人様)向け

生活習慣病予防健診(一般健診)

送付時期 令和8年3月下旬

自己負担額 (上限) **5,500円**

協会けんぽの補助がない場合 19,635円



35歳から74歳の被保険者に加え、**20歳、25歳、30歳**の被
保険者(ご本人様)を対象に、一般健診の検査項目から胃・
大腸の検査を省略した**若年者用の健診**も実施します。

人間ドック健診が追加されます!



一般健診の検査項目に血液の詳しい検査や眼圧
検査、医師による健診結果の説明などを加えた、
検査項目が一番多い健診です。

協会補助額 **最高25,000円**の定額補助

※健診費用の総額は健診機関によって異なります

40歳~74歳の被扶養者(ご家族様)向け

特定健診

送付時期 令和8年4月

自己負担額 **都内約250カ所
の健診機関で無料**

一部の健診機関では約3,000円から5,000円



受診券の送付先について

受診券は被保険者(ご本人様)のご自宅へお届け
します。受診日当日に必要となりますので、
紛失されないようご注意ください!

協会けんぽの情報提供サービスで健診対象者一覧(被保険者)をダウン
ロードできます! 詳しくはホームページをご確認ください。

協会けんぽ 情報提供サービス ▶ 検索

各種申請手続きには電子申請が便利です ～3月・4月は窓口が混み合います～

① 電子申請

右の二次元コードから電子申請サービスがご利用いただけます。

※3月・4月は特に任意継続のお手続きで窓口が混み合います。そのため、任意継続のお手続きは電子申請がおすすめです!



電子申請サービス
について



② 郵送

申請書は協会けんぽのホームページからダウンロード出来ます。



申請書について

療養費(立替払)制度をご存知ですか?

療養費(立替払)とは?

①やむを得ない事情でマイナ保険証等で受診できず医療費の全額(10割)をお支払いした場合や、②他の保険者の資格で受診したため医療費の返還を行った場合等には、協会けんぽに「療養費支給申請書(立替払等)」を申請いただくことで、療養費として払い戻しを受けることができます。



申請方法

ケース	①医療費の全額(10割)をお支払いした場合	②医療費の返還を行った場合
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ○診療明細書の原本 診療内容を記載した証明書 ○領収書(領収明細書)の原本 診療に要した費用を証明した領収書 	<ul style="list-style-type: none"> ○診療報酬明細書 医療費を返還した保険者(国民健康保険等)から交付を受けた診療報酬明細書 ○領収書の原本 医療費を返還した保険者(国民健康保険等)から交付された領収書
提出期限	医療費等を支払った日の翌日から2年以内	診療を受けた日の翌日から2年以内
電子申請	可	不可



- ・健康保険で認められない費用は、払い戻しの対象外です。
- ・払い戻しが受けられるのは、支払った医療費のうち一部負担金の額を差し引いた額です。
- ・申請者はお勤めされている被保険者(ご本人様)です。なお、申請書は受診者ごとに必要です。
- ・子ども医療に関する手続きについては、お住まいの自治体へお問い合わせください。



申請書はこちら

発行元



〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111 (代表)

協会けんぽ東京支部

LINE公式アカウント 友だち募集中!

友だち
追加方法

- ・右の二次元コードから読み取り
- ・アカウント名「協会けんぽ東京」で検索
- ・ID「@kenpo_tokyo」で検索

